

第 6 2 号 議 案

敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例制定の件

敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 27 号

敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 敦賀市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条—第 7 条）

第 3 章 敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会（第 8 条—第 14 条）

第 4 章 敦賀市児童生徒の重大事案再調査委員会（第 15 条—第 21 条）

第 5 章 雑則（第 22 条・第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、敦賀市いじめ問題対策連絡協議会、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会及び敦賀市児童生徒の重大事案再調査委員会の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 敦賀市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第 2 条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、敦賀市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の相互連携に関すること。
- (2) いじめの防止等に係る施策の普及及び啓発に関すること。
- (3) いじめの防止等に係る施策の実施状況に関すること。
- (4) いじめの防止等に係る施策の実効性を高める方策に関すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、いじめの防止等に係る施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから敦賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

(1) 教育及び福祉に関する行政機関の関係者

(2) 警察関係者

(3) 学校関係者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が非公開が相当であると認める場合には、協議会に諮って会議を非公開とすることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第3章 敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会

(設置)

第8条 敦賀市立学校におけるいじめ等による重大な事案に係る事実関係の確認及び再発防止を図るため、教育委員会の附属機関として、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置

する。

(所掌事務)

第9条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、事実関係の調査及びその再発防止に関する審議を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(1) 法第28条第1項に規定する重大事態

(2) 前号に掲げるもののほか、児童又は生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合であって、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第10条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、調査審議を行う事項の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するもののうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申を終えた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第11条 調査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第12条 調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査等を行わせるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、調査審議を行う事項の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、前項の調査等に必要な知識経験を有するもののうちから、委員の了承を得て教育委員会が委嘱する。

3 調査員の任期は、委嘱の日から第1項の調査等を終えた日までとする。

(会議)

第13条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

- 2 調査委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 調査委員会は公開しない。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第14条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第4章 敦賀市児童生徒の重大事案再調査委員会

(設置)

第15条 敦賀市立学校におけるいじめ等による重大な事案への対処又は同種の事態の発生の防止のため市長が必要があると認めるときに、調査委員会が行った調査の結果について調査を行うため、市長の附属機関として、敦賀市児童生徒の重大事案再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に答申する。

- (1) 法第30条第2の規定による調査を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、調査委員会が行った調査の結果について調査を行うこと。

(組織)

第17条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、調査審議を行う事項の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するもののうちから市長が委嘱する。ただし、委員は、同一事案において調査委員会の委員と兼ねることができないものとする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申を終えた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第18条 再調査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選

により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第19条 再調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査等を行わせるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、調査審議を行う事項の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、前項の調査等に必要な知識経験を有するもののうちから、委員の了承を得て市長が委嘱する。ただし、調査員は、同一事案において調査委員会の調査員と兼ねることができないものとする。

3 調査員の任期は、委嘱の日から第1項の調査等を終えた日までとする。

(会議)

第20条 再調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長がこれを招集する。

2 再調査委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 再調査委員会は公開しない。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第21条 再調査委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第22条 協議会、調査委員会及び再調査委員会の構成員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会、調査委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ協議会、

調査委員会又は再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例の廃止)

2 敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例（令和5年敦賀市条例第12号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

児童生徒の重大事案調査委員会委員	日額	7,500
------------------	----	-------

」

を

「

いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	7,500
児童生徒の重大事案調査委員会委員	日額	7,500
児童生徒の重大事案再調査委員会委員	日額	7,500

」

に改める。

別表第2中

「

児童生徒の重大事案調査委員会委員

」

を

「

いじめ問題対策連絡協議会委員
児童生徒の重大事案調査委員会委員
児童生徒の重大事案再調査委員会委員

」

に改める。

提案理由

敦賀市いじめ問題対策連絡協議会、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会及び敦賀市児童生徒の重大事案再調査委員会を設置したいので、この案を提出する。